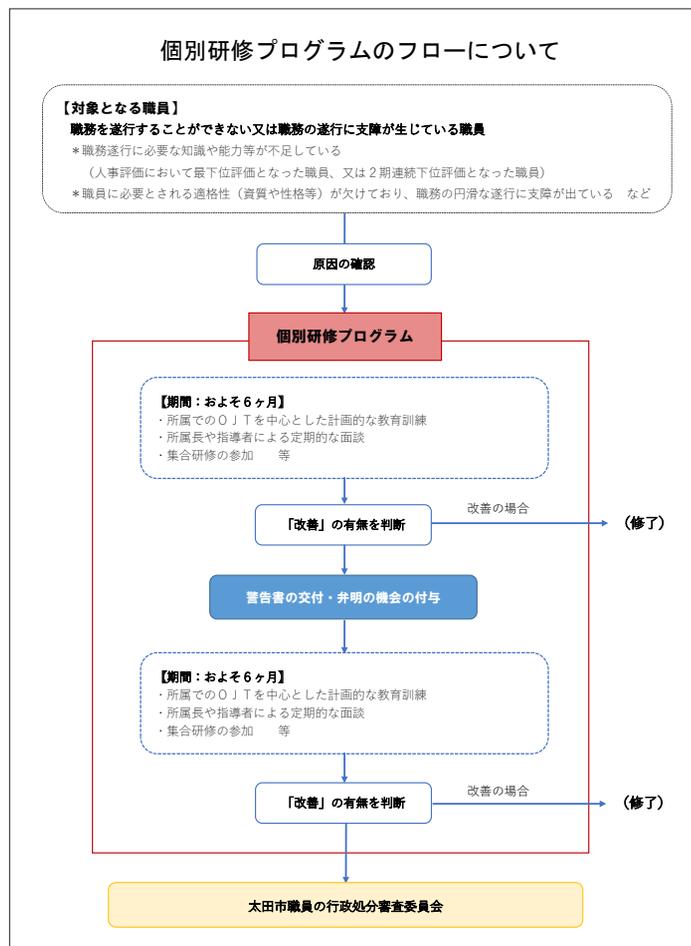




## 職員の能力開発を促す 個別研修プログラムの実施について

2月2日（火）の庁議案件である「職員の能力開発を促す個別研修プログラムの実施について」は、事前に大まかな概要を委員長、書記長のみ知らされるだけに留まり、役員や職場委員に伝達されることはなかった。そこで急遽、2月3日（水）16時に太田市役所本庁舎10階政策推進会議室で当局からの説明を受けた。組合員の危惧するところは、庁議資料にある“処分”という言葉とその取扱であるが、当局は「今回のプログラムの導入については処分をするためのものではなく、人手不足の中、個別研修プログラムを受けることにより、より多くの職員に仕事に従事してもらうことが目的だ」と説明した。

また、フローチャート（右図）の中の処分については地方公務員法の“分限処分”を指していることを確認した。ここで地方公務員法第28条の“分限処分”について確認する。



第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

となっており、今回はこのうちの1号が適用されることになる。処分については、当局側は非常に重く受け止めており、「制度が存在するからといって簡単に処分するものではない。処分をする場合は客観的に誰もが納得できるものであり、仮に訴訟に発展しても十分な説明ができる内容を施した上で処分をするものだ」と説明した。また、誰が個別研修プログラムを受けているかについては「公表しない」との説明もあった。では、実際にプログラム適用についてはどのようなプロセスを経るのか？以下当局への一問一答形式で紹介する。

Q. 職員の能力開発を促す個別研修プログラムの実施についてフローに記載のある最低評価、下位評価とはどういう意味か？

A. 最低評価とは人事評価のE評価を指し、下位評価とはD評価を指す。しかしながら現段階ではE評価の職員は存在しない。

(裏面へつづきます)

Q. 指導者とは誰か？

A. 人事評価の一次評価者。係長代理以下であれば一次評価者は係長。係長であれば課長。

Q. 人事評価で低く評価をした評価者から指導を受け、再度評価を受けるのでは、恣意的に低く評価されることはないのか？

A. 評価については客観性を有するもので、上司との関係性により意図的に低く評価されるような制度にはしない。客観性を担保するために人事課もアドバイス等の介入は行う。

Q. OJT を中心とした計画的な教育訓練とは何か？

A. 人事評価の際に実施しているような別の評価シートを作り、実際の業務をしながら進捗管理をする。できていないことが前提であるため、評価シートの内容は業績評価と能力評価で実施はするが、D,E ランク向けの評価項目となる。役職別に評価シートは異なる。

Q. 主任として改善できなかった場合は免職なのか？それとも降格もあるのか？

A. まずは自分の役職における個別研修プログラムを受け、その中で改善が見られなかった場合は降格もありうる。

Q. 1 回目の個別研修プログラム終了後、改善がなかった場合の弁明の機会とは？

A. 家庭の事情等、本人が職務上パフォーマンスを十分に発揮できない理由や原因があった場合、万が一それが第三者の目では確認できなかったものであっても、本人がその原因を明示する機会を設けることで評価者の見落しを防ぐことが出来るもの。ただし、ここでの弁明により2 回目の個別研修プログラムへ移行されないものではない。

Q. 今後、当局の担当者が変わるにより、制度の運用方法が変わってしまうことはないか？

A. 人が変わっても制度の運用方法が変わることはないはずである。

当局としては人事評価制度の一環として長年検討してきた結果、今のタイミングでの公表、令和3年4月からの実施になったのであり、誰かに適用することを目的として意図したものではないことを強調していた。今の段階では該当者はおらず、仮に該当者がいるとしても1,500人で1人か2人程度だと説明した。

本件については近隣他単組において、導入の実績が確認されていない。このことから導入においては様々な確認事項が生じることが想定されるため、組合員に不利益が生じることが無いよう、太田市職労として、今後の運用について注意深く経過を見ていくこととする。

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。

〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]



ろうきん  
イメージモデル  
高梨臨

iDeCoは3つのタイミングで税制優遇

拠出時

運用時

受取時

〈中央ろうきん〉へ取次ぎをご希望の方は  
組合事務所まで

iDeCoの詳細については  
〈中央ろうきん〉太田支店まで  
TEL:0276-46-5171

ろうきん

2020年1月6日現在